

- 1 法定担保物権は、目的物の所在地法と被担保債権の準拠法との双方が共にこれを認める場合にのみ成立し得る
- 2 債権先取特権は、目的物の所在地法に相当する準拠法としては、客体である債権自体の準拠法による
- 3 公海上で起きた異国籍船どうしの船舶衝突について、不法行為に基づく損害賠償請求権の準拠法は、衝突船舶の旗国法を累積適用すべきである

対象事件 |

平成 29 年 6 月 30 日決定
 東京高等裁判所第 20 民事部
 平成 29 年(ラ)第 310 号
 債権差押命令に対する執行抗告事件

裁判結果 |

取消自判, 確定

原 審 |

東京地方裁判所平成 28 年(ナ)第 144 号
 平成 28 年 9 月 21 日決定

参照条文 |

法の適用に関する通則法 13 条 1 項, 17 条, 保険法 22 条 1 項

[決定]

抗告人(平成 28 年(ソラ)第 40017 号事件第三債務者) Z₁ カンパニーリミテッド
 代表者代表取締役 A
 抗告人(平成 28 年(ソラ)第 40021 号事件第三債務者) Z₂ アソシエーション リミテッド
 代表者代表取締役 B
 抗告人(平成 29 年(ソラ)第 40008 号事件第三債務者) Z₃ カンパニー リミテッド
 代表者代表取締役 C
 上記 3 名代理人弁護士 松井孝之
 相手方(債権者) X 株式会社

主 文

1 東京地方裁判所平成 28 年(ナ)第 144 号債権差押命令申立事件について同裁判所が平成 28 年 9 月 21 日にした債権差押命令のうち, 抗告人らに関する部分を取り消す。

2 相手方の前項の債権差押命令申立てのうち, 抗告人らに関する部分を却下する。

3 申立費用中抗告人らに対する関係で生じた部分及び抗告費用は, 相手方の負担とする。

理 由

第 1 抗告の趣旨及び理由

抗告の趣旨は, 各執行抗告状に記載のとおりである。

抗告の理由は, 抗告人 Z₁ カンパニーリミテッド(以下「抗告人 Z₁社」という。)及び抗告人 Z₂ アソシエーション リミテッド(以下「抗告人 Z₂社」という。)については, 各執行抗告状, 各平成 28 年 12 月 21 日付け執行抗告状・抗告理由の補正(同月 22 日受付), 各同月 21 日付け執行抗告状・抗告理由の補正(同月 26 日受付), 各同月 25 日付け執行抗告状・抗告理由(執行管轄不存在)の補正, 各同日付け執行抗告状・抗告理由(保険法不適用)の補正, 各同月 28 日付け執行抗告状・抗告理由補正のまとめ, 各同月 31 日付け執行抗告状・抗告理由(執行管轄不存在)の補正, 各平成 29 年 1 月 6 日付け執行抗告状・抗告理由(保険法不適用)の補正, 各同月 11 日付け執行抗告状・抗告理由(執行管轄不存在)の補正書の補正申立て, 各同月 12 日付け執行抗告状・抗告理由(執行管轄不存在)の補正, 同年 3 月 8 日付け執行抗告状の補正(決定注・両者共通)及び同年 5 月 2 日付け抗告人・意見書(1)(決定注・抗告人ら共通)に記載のとおりであり, 抗告人 Z₃ カンパニー リミテッド(以下「抗告人 Z₃社」という。)については, 執行抗告状, 平成 29 年 2 月 22 日付け執行抗告状(補正書), 上記同年 5 月 2 日付け抗告人・意見書(1)及び同月 15 日付け執行抗告状の補正に記載のとおりである。

第 2 事案の概要

1 本件は、相手方（債権者）が、保険法 22 条 1 項に基づく先取特権に基づき、債務者に対する不法行為に基づく損害賠償請求権を被担保債権として債権差押命令を申し立て、これが発令されたところ、いずれも第三債務者である原告人らが執行抗告を申し立てた事案である。

2 認定事実

一件記録によれば、以下の事実が認められる。

(1) 相手方は、佐賀県内に本店を置く漁業等を目的とする株式会社である。

債務者は、大韓民国（以下「韓国」という。）に本店を置く海運業等を目的とする株式会社であり、東京都港区及び大阪市内に支店を有している。

原告人 Z₁社は、韓国に本店を置く損害保険業を営む株式会社である。

原告人 Z₂社は、英国に登録事務所を置く有限責任閉鎖会社である。

原告人 Z₃社は、韓国に本店を置く保険業を営む会社である。

(2) 平成 28 年 9 月 1 日、債務者について韓国ソウル中央地方法院において韓国の債務者回生及び破産に関する法律における回生手続（同裁判所事件番号 2016 回合 100211 回生。以下「本件回生手続」という。）が開始された。

(3) 東京地方裁判所（民事第 8 部）は、平成 28 年 9 月 5 日午後 5 時、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（以下「倒産援助法」という。） 22 条 1 項に基づき、本件回生手続を承認する旨の決定をするとともに、倒産援助法 28 条 1 項に基づき、全ての債権者について債務者の財産に対する強制執行、仮差押え又は仮処分の手続をしてはならない旨の援助の処分（以下「本件援助処分」という。）をした。

(4) 東京地方裁判所（民事第 21 部）は、平成 28 年 9 月 21 日、債務者所有の貨物船「〇〇号」が平成 26 年 12 月 21 日午後 11 時頃に長崎県対馬東側海域において相手方所有のまき網漁船「××丸」に衝突し、同船に損傷を与えるという事故（以下「本件事故」という。）を発生させたことにより、債務者が相手方に対して支払うべき不法行為に基づく損害賠償請求権（以下「本件損害賠償請求権」という。）を被担保債権及び請求債権とし、債務者が第三債務者らに対して有す

る損害保険契約に基づく保険金支払請求権を差押債権として、保険法 22 条 1 項に基づく先取特権（以下「本件先取特権」という。）に基づき、原告人らほか 7 名を第三債務者とする債権差押命令（以下「本件差押命令」という。）を発令した。

(5) 相手方は、平成 28 年 10 月 14 日、本件回生手続において、ソウル中央地方法院に対し、本件損害賠償債権につき更生担保権の届出をした。

(6) 韓国ソウル中央地方法院は、平成 29 年 2 月 2 日、債務者について韓国の債務者回生及び破産に関する法律 286 条 2 項に基づき本件回生手続を廃止する決定を言い渡し、同月 17 日、同決定は確定した。

第 3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、本件債権差押命令のうち原告人らに関する部分は、本件先取特権は成立せず、却下すべきであると判断する。その理由は、次のとおりである。

2 本件事故の衝突位置について

(1) 甲 25（対馬海上保安部警備救難課作成の平成 29 年 2 月 20 日付け弁護士法第 23 条の 2 に基づく照会について（回答））によれば、本件事故の衝突位置は、北緯 34 度 22.98 分、東経 129 度 39.68 分（世界測地系）であり、日本領海外（公海）であることが認められる。

(2) 相手方は、衝突位置は、北緯 34 度 22.79 分、東経 129 度 29.82 分であり、これは日本領海内であると主張し、その根拠として、甲 1（対馬海上保安部司法巡查海上保安官 E 作成の平成 26 年 12 月 23 日付け実況見分調書）及びこれに基づいて作成された乙 4（相手方代理人作成の報告書）を提出する。

しかし、甲 1 は、同月 22 日午後 1 時 53 分から午後 8 時 10 分まで、係留中の××丸において実況見分が行われた結果を記載した実況見分調書である。甲 1 の記載内容からは、実況見分の際に、立会人 F が、電子海図搭載型レーダーの画面を 48 マイルレンジに設定した状態で、電子海図内に表示された航跡の一部に十字カーソルを当てて、「ここである」と衝突位置である旨を説明したこと、作成者が同カーソルの示す位置を確認すると、北緯 34 度 22.79 分、東経 129 度 29.82 分であったこと、立会人は上記レーダーが示す経度、

緯度の表示数値は日本測地系である旨説明したことが認められる。しかしながら、他方、甲1によれば、上記レーダーは、0.125マイルレンジから120マイルレンジまでの切り替えが可能であり、立会人は、本件事故のとき3マイルレンジに設定して使用していたが、実況見分時における立会人Fの指示説明は48マイルレンジに設定して行われたものであることが認められる。そうすると、48マイルレンジでされた十字カーソルによる上記指示説明は精度が不十分ではないかとの疑念を払拭できない。

これに対し、甲25は、対馬海上保安部警備救難課作成のものであって、対馬海上保安部が調査判断した結果を記載しており、信頼性が高いというべきである。また、甲11（海事補佐人G作成の意見書）には、甲1の緯度経度に基づいても、衝突位置は日本領海外であるとの意見が記載されている。

そうすると、甲1及びこれに依拠した乙4は、本件事故の衝突位置が北緯34度22.98分、東経129度39.68分（世界測地系）であり日本領海外であるとの上記認定判断を左右しない。

3 準拠法について

(1) 相手方は日本法人であり、債務者は外国法人であるから、本件差押命令申立事件における準拠法は何かが問題となる。

(2) 本件先取特権は債権先取特権であるところ、法の適用に関する通則法（以下「通則法」という。）はその準拠法について明文の規定を設けていない。そうすると、その準拠法は、条理に従って解釈により合理的に決定すべきものである。

一般に、法定担保物権の成立の準拠法については、学説上、目的物の所在地法に加えて被担保債権の準拠法を累積適用するというのが通説である。通説は、その理由として、法定担保物権は物権の問題であるとともに、法定担保物権は一定の債権を担保するために法が特に認めた権利であるから、被担保債権の準拠法がそのような権利を認めていないときにまでその成立を認める必要がないことを挙げているところ、合理性がある。したがって、法定担保物権は、目的物の所在地法と被担保債権の準拠法との双方が共にこれを認める場

合にのみ成立し得るといふべきである。この事情は、本件先取特権のような債権先取特権においても同様に妥当するので、これによるべきである。

もっとも、債権先取特権は物権であるけれども、先取特権の客体は債権という財産権であって目的物は存在しないから、通則法13条1項にいう目的物の所在地法を觀念することはできない。しかし、同項が、動産及び不動産に関する物権その他登記をすべき権利はその目的物の所在地法によるものと定めているのは、物権のように物の排他的な支配を目的とする権利においては、その権利関係が目的物の利害と密接な関係を有することによるものと解されているためであると考えられる。そうすると、債権先取特権は、その客体である債権を支配し、その運命に直接影響を与えるものであることに鑑み、目的物の所在地法に相当する準拠法としては、客体である債権自体の準拠法によると解するのが相当である。

以上のとおりであるから、債権先取特権の準拠法としては、その客体である債権自体の準拠法と被担保債権の準拠法とを累積適用するのが相当であると解する。

(3) 以上の解釈に基づいて、本件の準拠法について検討する。

本件先取特権の客体である債権は、債務者の原告人らに対する保険金支払請求権であるところ、これらの債権の準拠法は、いずれも英国法である（平成28年（ソラ）第40017号事件の甲14、同第40021号事件の甲14、平成29年（ソラ）第40008号事件の甲5）。

次に、本件先取特権の被担保債権は、本件事故を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権である。本件事故は日本の領海外の公海上で起きたものであることは前記2で認定判断したとおりであるから、通則法17条本文にいう「加害行為の結果が発生した地の法」が存在せず、同条は適用されない。この場合、本件事故は日本籍船と韓国籍船の衝突事件であるから、その準拠法は、衝突船舶の旗国法を累積適用すべきものと解するのが相当である。そうすると、本件先取特権の被担保債権の準拠法は、衝突船舶の旗国法である日本法と韓国法が累積適用される。

以上によれば、本件先取特権に関する準拠法としては、英国法と日本法と韓国法が累積適用されることになり、これら三国の準拠法がいずれも債権先取特権を認めている場合にのみ先取特権が成立することになる。しかるところ、日本の保険法22条1項は、不法行為について損害保険契約に基づく保険金支払請求権に先取特権が成立する旨を規定するけれども、英国法及び韓国法には我が国の保険法22条に相当する制度は存しない。したがって、本件先取特権は成立しないというべきである。

(4) 相手方は、準拠法は日本法であるとして種々の主張をするので、判断する。

ア 相手方は、英国第三者権利法1条2項及び韓国商法724条2項では、保険者に対する直接請求権が認められていることを指摘して、これをもって担保権（先取特権）を認めるものであると主張する。しかし、相手方が指摘する各制度は、保険事故に係る被害者の損害賠償請求権を保護するために、債権者が第三債務者である保険者に対し直接請求ができることができることとするにとどまり、これをもって日本の保険法が規定する先取特権のような保険金請求権を排他的に支配することができる制度とみることができない。

イ 相手方は、仮に、準拠法として英国法が適用され、その結果、日本法の保険法22条1項に基づく先取特権の成立が認められないとすると、公序に反するとし、通則法42条により排除すべきであると主張する。しかし、英国法は海運業界では世界的に広く使われる標準法であり、しかも上記直接請求制度を規定していることに鑑みると、保険事故に係る損害賠償請求権を有する者を保護する立法政策として日本の保険法のような債権先取特権という立法以外が存しないとはいえず、本件の準拠法として英国法の規定を適用することが公の秩序に反するとはいえない。

ウ 相手方は、被担保債権の準拠法に関し、本件事故は我が国の接続水域で発生したものであるとし、その前提に立って、日本法に準拠されるべきであると主張する。しかし、本件事故が接続水域で発生したとしても、接続水域は我が国の領海外であり、我が国の主権が及ばないことに変わりはない。したがって、本件事故が接続水域で発生したか否かは、属地的に妥当する法が存在

せず衝突船舶の旗国法が累積適用されるとの上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上によれば、本件差押命令申立てのうち原告人らに関する部分は、本件先取特権が成立しないから、その余の点について判断するまでもなく、却下すべきであるところ、これと異なる本件差押命令の上記部分は失当であり、本件原告は理由がある。よって、本件差押命令のうち原告人らに関する部分を取り消した上で、上記部分を却下することとして、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官島山稔，裁判官齋藤清文，裁判官池下朗)